

令和5年度社会福祉法人監査文書指摘事項

福島市福祉監査課

実施日	社会福祉法人名	項目	指摘事項	指摘内容	根拠	改善状況・摘要
令和5年7月5日	アイリス学園	会-2-④	入札	10,000千円を超える契約について、入札が行われていなかった。補助金を財源とする契約でタイトなスケジュールであったようであるが、不可能であったとは認められないため、今後は改めること。	「法人経理規程」第71条、第72条、第73条	改善済
令和5年8月2日	青葉学園	—	—	文書指摘なし		
令和5年8月30日	福島市社会福祉協議会	運-3-①	理事会の招集手続省略に関する同意	理事会の招集手続きを省略する場合について、理事及び監事全員の同意が確認できなかった。理事及び監事の全員の同意が必要であるため今後留意すること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-6-(1)-1	改善済
令和5年9月6日	桜桃会	運-3-⑤	理事会への出席	令和4年度2回連続の理事会欠席をしている監事がおり、実際に理事会に出席できない者が名目的・慣例的に監事として選任され、監事としての職責が果たされていない恐れがある。本業が忙しいなどの理由によるものであるが、今後は、会議日程の調整を綿密に行い理事会を開催すること。なお、これによる改善が困難であると法人が判断する場合は、新たな監事の選任を行うなど適正な組織運営を行うこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-4-(3)-1	改善中
令和5年9月27日	矜持福祉会	運-2-③	理事及び監事の選任	評議員会で理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごと決議を行わなければならないと法人定款に定めてあるが、候補者ごとに決議を行っている経過がないため今後改めること。 なお、議事録には候補者ごとに決議したことがわかるように記載すること。	「法人定款」第13条	改善済
		運-2-③	監事の選任	監事の選任を行うにあたって、監事の過半数の同意を得なければいけないが、得ていなかったため、今後改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅰ-5-(2)-1	改善済
令和5年10月4日	けやきの村	—	—	文書指摘なし		
令和5年10月25日	すこやか福祉会	会-2-④	契約手続き	令和4年度のすこやかの里・瀬上 厨房備品リース契約において、予定価格が1,000万円超であるが、緊急の必要性がある等の理由で随意契約としていること確認した。経理規程上も1,000万円超の契約においては、合理的な理由がない限りは、競争入札に付するものと規定されており、安易に緊急の必要性がある等の理由を使用し随意契約とすることは適切とは言えない。 また、上記以外にも、合理的な理由とは言えない理由で、随意契約が行われていることを確認した。 今後、契約手続きについては、事業計画(工事内容、施工期間、契約金額等)を総合的に判断し、かつ、随意契約とする合理的な理由として妥当かどうかを慎重に判断のうえ、経理規程に則り適正に処理を行うこと。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-4	改善済
令和5年11月8日	大生福祉会	運-5-②	理事及び監事の選任	評議員会において理事及び監事を一括して決議を行っていた。候補者ごとに決議を行うこと。 なお、議事録には候補者ごとに決議したことがわかるように記載すること。	「法人定款」第13条	改善済
		会-2-①	経理規程	経理規程で定める補助簿には固定資産管理台帳のみが記載しており、作成しているその他の補助簿の記載がないため、追記して改めること。	「法人経理規程」第12条第1項(2)	改善済
		会-2-④	随意契約の根拠	随意契約について、随意契約とした根拠の記載や2社以上の見積書を徴取していない事務処理があることを確認した。社会福祉法人大生福祉会経理規程第73条に基づき適切に処理するよう改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-4、「法人経理規程」第73条	改善済
		会-2-⑤	会計帳簿等の整理・保存	(1)借入金明細書と貸借対照表の金額が不一致であるため改めること。 (2)引当金明細書と貸借対照表の金額が不一致であるため改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-2、Ⅲ-3-(1)	改善中
		会-2-⑤	決算の状況	「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の資産の総額」と「貸借対照表の純資産の合計」が不一致であるため改めること。 また、「財産目録の差引純資産」と「貸借対照表の純資産の合計」が不一致であるため改めること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-3-(5)-3	改善中

実施日	社会福祉法人名	項目	指摘事項	指摘内容	根拠	改善状況・摘要
令和5年12月6日	雄峰福祉会	会-2-④	契約手続き	令和4年度の法人内PCシステムおよび介護保険ソフト等のリース契約において、予定価格が1,000万円を超える契約であるが、合理的な理由を付することなく、随意契約により契約しているのを確認した。 今後、契約手続きについては、法人経理規程第71条に則り、合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合を除き、予定価格が1,000万円を超える場合は競争入札とすること。	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-4、「法人経理規程」第71条	改善済
令和5年12月13日	ゆず福祉会	会-2-④	契約手続き	介護支援システムソフト更新契約において、引き続き継続して使用したいとの理由から、使用中のソフトの契約業者1社からのみ見積書を徴収していたことを確認した。法人経理規程第71条第1項によるとその予定価格が100万円を超えない場合は随意契約とすることができるとあるが、今回はこの金額を超える契約であったため、本来は競争入札に付す必要があった。 今後、契約手続きについては、随意契約によることができる場合の一般的な基準を経理規程に明確に規定し、その予定価格が基準を超える場合は競争入札に付すこと。 なお、社会福祉法人における入札契約等の取扱いが見直され、随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとされたため、御了知いただきたい。 ・ 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合 (ただし、各法人において、これに定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと。)	「指導監査ガイドライン」Ⅲ-4-(4)-4、「法人経理規程」第71条、平成29年3月29日付け厚生労働省課長通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	改善中
令和6年1月10日	多宝会	—	—	文書指摘なし		
令和6年1月17日	福島敬香会	運-2-③	評議員選任・解任委員会の議事録	令和3年6月10日に開催された、評議員選任・解任委員会の議事録が作成されていないことが確認された。評議員の選任(評議員会)は法人運営上重要な位置づけであることから、評議員選任・解任委員会運営規程に基づき議事録を作成すること。	「福島敬香会評議員選任・解任委員会運営規程」第7条	改善済
令和6年1月24日	飯野ふるさと福祉会	—	—	文書指摘なし		